

## 勤王の志士「木付義路小傳」

故  
今  
村  
孝  
次

木付義路、通稱は暢次郎又路雄、字は正甫。天保十一年十一月十八日を以て豊後森に生る。父義愛、次三郎と稱す。同藩士山田友蔵次親の三子、出でて大嶋尚白の家を嗣ぎ、大嶋周郁と稱し、侍醫に班す。尚白の実子熙太郎長するに及び家を譲りて退隱す。藩侯特命、故木付春碩の後を興し、別に一家を成さしむ。乃ち姓名を改めて木付伯陵、又幽貞と稱す。春碩は木付統直の子統弘五世の孫にして、「豊陽志」の著をもつて知らる。醫を以て森藩に筮仕し、享保十二年四月十七日歿す。

寛保元年、大嶋友哲に命じて春碩の後を承け、木付氏を稱せしむ。後、復、命あり、門人清安をして木付氏を嗣がしめ、本姓大嶋に復せしむ。大嶋氏、木付氏と由来本支の関係あり。是を以て義愛をして木付家を再興せしめたるなり。義路は義愛の第二子、六七歳にして藩鏡修身舎に入りて読書、習字を学び、十二、三歳藩儒園田朝弼の学半舎に学び、又書法を同藩の加藤茂弘に学ぶ。安政元年、年十五歳、成宣園に入学す。

「入門譜」統篇卷廿九に。

嘉永七年甲寅八月十七日、豊後森、木付正甫、木付伯陵卒 十五歳 園田茂三郎ある是なり。長兄木付春潮（義彰）及び同藩山田隼之介は嘉永四年入舎、竹田の久保敬徳、佐伯の楠文蔚等は二年の先輩、長州の大樂源太郎、佐伯の水筑務（後の天放秋月新太郎）は一年の後輩、豊前古城の横井忠直は二年の後輩なり。

但し、ここに先輩後輩と謂へるは、入塾の年次によりて、爾謂ひたるに過ぎず。入塾時の年齢も既往の学歴も人に依りて區々なるは當時の私塾の習にして、楠文蔚は廿五歳、大樂源太郎は廿二歳、横井忠直は十二歳、文蔚の如きは早く佐藤一斎、米良

東嶋等の門に学び、学問、人物既に成熟の域に達し居たりしと見ゆ。されば入塾後の学級の高下は年次の如何に関せず、所謂、宜園の月旦評によりて左右せられしなり、「義路が天放・古城（忠直）・赤松連城諸人と詩賦唱酬、終生交情を渝へざりしは後更に言及するところあるべし。」茲に一奇とすべきは御許山の義挙を俱にせし、同志 児島長年、矢田弘（後、宏と改む）の二人も前後して宜園に在塾せしことなり。

安政四年丁巳十一月廿三日、西播赤穂、児島參二 歳二十九、劉石秋、

安政七年庚申三月廿一日 豊後別府 矢田弘、矢田淳子十六歳、矢田淳

児島參一は後の児島備後長年にして、明治戊辰、花山院家理卿を義徒の首領に推戴し、三条公との間に斡旋是れ力めしは長年なり。事破るるに及び同志と共に山口の獄に投ぜられ、憂憤病を成して歿せり。劉翁石秋が長年を紹介せしを見れば、宜園入学の前、京都に於て石秋に就て学びたりと見ゆ。明治廿年七月、義路の母を省せんが為西帰するや、路を迂して山口に至り、亡友長年の墳墓を鰐石川東涯荒蕪の中に搜り得、五律一詩を賦して之を憑弔せり。

亡友長年の墳墓を鰐石川東涯荒蕪の中に搜り得、五律一詩を賦して之を憑弔せり。

亡友長年の墳墓を鰐石川東涯荒蕪の中に搜り得、五律一詩を賦して之を憑弔せり。

亡友長年の墳墓を鰐石川東涯荒蕪の中に搜り得、五律一詩を賦して之を憑弔せり。

片桐布山曰。一讀不勝悽愴

宜園に在りて学ぶこと三年、安政四年九月、義路十八歳、去りて筑前秋月江藤竹陰の門に醫を学び、それより久留米の玉井

忠田、熊本の深水玄門、萩の鳥田良岱、臼杵の莊田宗仙等の諸家に就て醫學を専攻し、慶應二年、業成りて帰郷す。

時に内外の形勢切迫し、志士の尊王攘夷を唱へ、幕府を顛覆して、皇政を一新して國威を伸張せんことを謀る者所在に盈

つ。義路亦夙に尊皇の大義を覺醒する所あり。帰藩して圖るところありしも、藩情因循事の成し難きを見て、長光太郎・高橋

清臣等と氣脈を通じ、日田郡代窪田治部右衛門を斬りて、兵を二豊の間に擧げ、九國の義徒を糾合して上國に呼應せんとせし

が、事齟齬して行はれず。

### 出鄉歌

誰道丈夫涙。不離離別間。  
高堂人既老。

大夏勢將貞。  
忠孝敦先取。公私豈兩全。

暗中頻掩泣。  
矯情辭墓田。

義路は太宰府に三條公に謁し、更に長崎、大村、島原等に往きて準備するところありしが、幕府の追捕急なることを聞き、潛匿して郷に帰る。藩議、幕府の嫌忌に触れんことを恐れ、義路をして脱して長州に投ぜしむ。乃ち名を児鷗菊之助と改め、奇兵隊及び報国隊に加盟す。慶應三年の秋、復潛んで藩地に入り、執政某等と密議するところあり。淹留数日、去りて再び長州に入り、冬、蟻伸太郎と仮名し、潛行京都に入り、薩藩士等の庇護の下に同志と共に九州挙兵の計畫を進め、左近衛中将従三位花山院家理の河内に蟄居せるを擁して首領となし、十二月十日、児島長年、青木猛彦、下村次郎太（御歛）、山口兵部等と家理を奉じて周防大島郡久賀に至る。廿六日、義路等家理の命を銜んで西下す。

今度之一條、帰陣同意之輩江示合、急ニ可ニ相催者也。

十二月二十六日

花山院家理

藤原  
家理

山本土佐

速水直太郎江

（木付家藏）

當時、義理、仮に花山院家の家司となり、山本土佐と稱せしなり。

京都に於ては、十二月九日、王政復古の大号令下り、朝廷の職制に大変革加へらる。報、久賀に到るや家理は長年を遁して

再び京に入り、三條公に就て西海道都督の朝命を下されんことを請はしむ。聽されず。却て家理に義徒と共に入京して王事に従ふべきの命あり（四年正月六日）。是より先、同志宇佐野次郎・大島捨之助・島田忠作等は長崎に赴いて軍器の購入に奔走し、結城小太郎・本田忠太・松本大五郎等は天草の莊官中村藏之助（當時秋月五郎と假名す）を嚮導として天草代官所を襲ひ、數人を斬つて八千餘金を奪ひ（三年十二月五日）、一半を小太郎に付して軍器購入の資と為し、一半を齎して馬関に還る。正月十四日、長藩脱走の浪士三十餘人、豊前長洲より上陸、其の夜四日市陣屋等を略掠して、金品、米穀大砲等を奪ひ、御許山に據る。長藩士福原和勝（下関町奉行）藩兵六十餘を率ゐて四日市に入り、義徒の領袖佐田内兵衛（秀）・若月隼人（報國隊士）を招いて兵を罷めて解き散ぜんことを諭す。聴かず。佐田は斬られ、若月は自殺す。廿三日、長藩の兵御許山に逼る。義徒等支へず。御許山陥り、壯圖空しく挫折す。是より先、義路は同志宇佐野次郎・大島捨之助・島田忠作・蜂須新之助等と家理を迎へむが為に久賀に向ひ、與に俱に至瀬に至る。廿日、児島長年京都より追及ぶ。其日、午后四時頃、長藩兵、家理の旅館を開む。從士等短銃を発して之に抗す。藩兵亦銃撃し、義路等傷つき、家理以下皆拉致せらる。當時、家理の所懐を咏じ、義路に示したる和歌あり。

### 思ひきや又もながらふこの旅か

わが待つものは死出のやまと路

雄圖一蹶、義路等は同志と共に長藩の獄に拘囚されしが、長年は其の年十月獄中に死す。行年四十二歳、後正五位を贈らる。次の詩は義路が身家を忘れて王事に奔勞せし頃の所詠にして、以て其の心情と身況とを見るべき者あり。

### 狂鶯

冀、北、生、狂、鶯。  
不、甘、槽、櫛、問。  
有、人、放、之、野。  
嘶、起、涉、河、山。  
鶯、才、追、驥、足。  
中、道、忽、躊、躇。  
長、鳴、仰、天、立。  
頽、日、照、孤、墟。  
跋、蹠、猶、千、里。

驚行豈可休。一朝飢不起。枉為束芻謀。

重野成齋云。骨格稜々。志概可嘉称。

而時不免粗俗輕淺病。蓋疲駿之困渴悲鳴不擇聲而然已。槐夏初一。

全

欲追天馬上青天。狂駕之狂亦可憐。

下二上中三上  
幾日玄黃意難止。振駿猶立夕陽前。

窮丈夫

○夙志憐精衛  
○遷延送日諸○  
○請看彈鋏意○

不復為車魚。  
旅愁何以慰。  
囊底酒錢無。

雙刀如可典。薄辨我行厨。

明治二年九月に至り、釋放せられて森藩に還り、生家にありて謹慎せしが、三年三月、許可を得て上京し、五月二十八日、

京都府史生に任ぜられ、六月廿日、権小属に転じ、聽訟掛を命ぜられ、九月八日、小属に進む。當時、宜園の同学、古城横井忠直亦京都府に官仕す。義路と時に往来して詩酒の歎を共にする。

次韻橫古城秋懷作

北斗星光白。風聲夜颯蕭。既聞秦鹿麌。

復見李貓嬌。○魯子踏無海。○相如題有橋。

秋人多少憾。難使淚痕消。

星歲、重陽、廣瀨青邨、古城と共に義路の寓を叩く。席上青村、先づ作あり。義路、之に次韻す。

秋屬重陽節。人追故國風。虫聲斷續外。

月影滅明中。情好久而敬。談論和不同。  
推敲何費思。上客是吾翁。

古城伝。句々著實。不類次韻。亦可以與原作韻相合矣。

是月、郡政局庶務掛に轉じ、西賀茂出張所に勤務す。五年二月、再び断獄課に轉じ、按律課勤務を命ぜらる。十月、上等に出仕に任じ、京都裁判所断刑掛を命ぜらる。十一月、司法権中解部に任ず。

四年六月二十一日には、師青邨に陪し、横井古城と偕に新宮氏の居を訪ひ、其所藏の隱元禪師愛用の巨毫を揮うて各即興の詩を題せり。七月に入りて胞兄木付義彰東都よりの帰途來り訪ふ。

辛未孟秋初二。家兄自東都帰途。過訪旅寓。賦詩記喜。

東來千里策驛驔。邂逅相逢解我愁。  
酌到今朝談更熟。梧桐葉落不知秋。

青邨翁日。真摯生姿。

河野小石云。翻案有趣。

十日、宜園の同学赤松連城を其寓に訪ひ、遂に留り宿す。

赤松連城師。自防州至。七月十日往訪。遂宿其寓賦謝。此夜大雨。第五故及。  
新雁伝秋信。來從落日邊。細談千萬緒。一別十三年。快酉破吾懶。甘醇似子賢。  
休言君且去。酣暢入同眠。

大洲鍊然亦方外憂國の人、義路素深交あり。秋鍊然京に在り。義路為に其の所藏の夏山烟雨圖に題し、其還るを以つて三本  
木清輝樓に離筵を開く。

送鍊然師帰大嶋郡

誰○謂○人○間○知○已○稀○。青山○到○處○白○雲○飛○。

數○行○文○輸○為○送○訓○。一、片○精○神○厭○斷○機○。

騎○馬○嘗○揮○法○力○利○。建○言○方○釜○道○心○微○。

大鵬○應○養○冲○天○翼○。好○向○秋○風○靜○裏○帰○。

五年春、廣瀬林外東京に遊ぶ。義路之を送るの詩あり。

六年十二月七日、兵庫裁判所在勤（擬律掛）を命ぜらる。

七年八月十日、中解部に任じ、断獄課出仕を命ぜらる。

八年四月十四日、確大解部に任じ、断獄課長兼擬律掛を命ぜらる。

五月四日、二等判事補に任せらる。

九年一月廿八日、一級判事補に任じ、編集掛兼務を命ぜらる。

十月廿八日、姫路支廳詰を命ぜられ、

十一月廿五日、現職の儘神戸裁判所長代理を命ぜらる。

十年七月廿八日、司法省官制改正の結果、判事に任じ、神戸裁判所在勤刑事兼務を命ぜらる。

十一年七月小暑前一日（六日）。大洲鍊然神戸を過ぐ。俱に専崎樓に遊び、席上詩を賦して之に贈る。

君子○固○窮○豈○怨○天○。勤○王○况○我○法○所○先○賊○焰○縱○作○阿○鼻○熱○。

難○鎔○百○鍊○精○鐵○堅○。

× × ×

方○外○有○方○能○守○節○。縕○衣○雖○縕○不○斷○雪○。

忽○有○天○風○捲○地○來○。

袈○裟○無○恙○脫○龜○縕○

相思八年、夢裏情。  
暑氣不到海樓雨。  
對聽清涼一  
夜靜。

×  
×  
×

是歲八月。有馬溫泉に澡浴す。

沿溪而倚嶺。高處又低邊。家屋三百。聚成小市廛。  
古城云。自然有趣。

商賈兼農圃。街頭不起塵。客來皆自遠。  
亦復日相親。

又云。可謂仙境。

十三年一月。旨あり全國勅奏任官の寫眞を徵せらる。

明治十三年一月。奉旨進貢照相。  
曾賜御影到臣家。清光映發半天霞。

更徵照相上金殿。殊恩於臣那又加。

徵忠夙期涓埃報。

百年縱無詣鳳闕。

君不見漢家當年。

千古誇何如臣身。

生前治 皇澤。



墨水晴方好。

必山將追赤壁遊。

此日所過茶溪有小赤壁之名

碧蘆涼意滿

榕陰斜日晚光浮。

時方屬陰曆七月既望

義路何無載月。

非有吹簫客

船漁樵皆可乘。

古城霜氣遠橫秋必山

西方美人到。詩酒日遨游。

交久情爾密。談新興輒浮。

況於今夜月。又自午時舟。

痛飲動吟思。夢香洲上秋。

十二月十一日は、先師文玄先生（淡窓）の廿七回忌に當るを以て、適孫貞文（青邨は時に甲府にあり。）祭主となり、長梅

外を始め同門の人々相会して祭祀をなす。席上、壁間に掲ぐる處の遺墨中、牆香の二字を韻脚となして詩を賦す。

程門立雪卅年長。不炳心茅欲面墻。

清奠今宵懷往事。篆烟入我舊衣香。

十六年一月十八日、福井始審裁判所長を命ぜられ、廿九日、同重罪裁判所長を命ぜらる。

十八年八月八日、廣嶋控訴裁判所詰を命ぜられ、同十月卅日、廣嶋重罪裁判所長を命ぜらる。  
十九年五月十日、控訴院評定官に任じ、廣嶋控訴院詰を命じ、奏任官二等に敍せらる。  
七月八日、從六位に敍せらる。

廿年五月二十七日、勲六等に敍し、単光旭日章を授與せらる。

是歲七月、暇を請うて母氏を郷里に省す。帰途、山口に亡き同志児鳴長年の墓を弔せしことは既に述べたり。

更に久留米に旧友中山杏外を訪うて交を温む。

紅顏分子卅年夢。白髮尋盟半日情。

情長期短君休怪。官暇偷問省所生。

廿三年八月十一日、宮崎始審裁判所長に任せられ、尋で九月八日、同重罪裁判所長を命ぜらる。

十月廿二日、宮崎地方裁判所長に補し、奏任官一等に敍せらる。

廿四年六月上旬、宮崎県知事永峰彌吉、初めて任に到る。一日、義路、往訪、刺を通じ、初見の禮を敍す。翌、永峰知事答禮の為に来る。對坐談笑の間、候ち其曾相識なるを想起し、問うて曰く、君或は往年の高橋良三郎君なる無からんやと。永峰駭いて曰く、君如何して吾前稱を知ると、蓋し、義路の少年、宜園に学ぶや、郡代の主簿高橋某の息良三郎と相識る。某の東都に歸るや、塾生詩を賦して行を送るの事あり。永峰奇遇を喜び、他日、行李を搜つて義路の詩を得、次韻して併せ示す。義路更に答韻して之に酬ゆ。原作に云ふ。

五十三亭詩幾篇。春光無處不嬋妍。  
愛此宜園送別篇。妙齡詩句有餅妍。  
永峰次韻の詩に云ふ。

寇君今日辭官去。誰為吾民借一年。

愛此宜園送別篇。妙齡詩句有餅妍。  
今宵對酌快如夢。再會何圖四十年。  
義路の答韻に云ふ。

青年詩句未成篇。靡和依君好著妍。

夜雨從今相話瘦。追隨應共樂殘年。

六月廿五日、鹿児島県地方裁判所長に轉ず。

廿五年二月廿七日、正六位に敍せらる。

六年六月廿九日、勲五等に敍し、瑞宝章を授與せらる。

七年二月、大分地方裁判所長に補せらる。臘月、歸郷、北堂を省す。

家在珠陽、一日程。挙鞭先覺馬蹄輕。

午○天○凍○解○新○泥○滑○還○恐○毀○傷○勞○所○生○

世路何邊去、問津旅魂無限、委風塵。

膝○前○知○是○乾○坤○別○除○夕○今○宵○既○有○香○

是歲、大分市荷揚町旧府内藩、岡本太夫舊宅を買うて居と為す。

(高橋注現在の教育会館)

白雉城頭輝海墩。

子公昔日起高門。

時投車轄遭明府。

能薦賈周開貨源。

春院眠花猪弄蝶。

秋○庭○醉○月○露○浮○樽○

文昌買得江陵宅。

不治垣墻胎子孫。

城堞當門々控池。

青松夾道自為籬。

夏時清爽蕉風起。

滿月荷筆追曉披。

明治廿七、八年の役、萬歲樂一篇を賦して威武の惟れ揚るを頌す。

萬歲樂

神后西征迹雖陳。三韓寧譏鬼將軍。  
鞬兒亦是非我敵。清道宜拜馬蹄塵。  
何者狡奴誇厖大。頑抗敢自引天瞋。  
黃海渤海一葦耳。洞江鴨水何足恃。  
卅萬神兵天外飛。遼東山東立披靡。  
獨憐北洋丁水師。彈盡艦破能知死。  
燕京陷落旦可期。朝野震懼無所為。  
纔聞客將講和策。百年夢覺恍猶疑。  
我且啓之指其掌。使臣來拜神聖慈。  
赤馬關頭新條約。劉公島畔舊城郭。  
俎豆此時誰塙梅。王佐才智在帷幕。  
千才乃止玉帛陳。凱歌高揚龍鳳躍。  
君不見日月出處有神州。一天係降臨萬斯秋。  
又不見神州士民皆神裔。億兆一心憂國憂。  
吁嗟順天則榮逆天滅。覬覦敢許問羸鄧。

廿九年秋、肺を病み須磨保養院に痾を養ふ。病牀尚吟哦を絶たず。

七〇

青年公子號無冠。曉見金刀橫玉鞍。  
湘笛一枝音未絕。梅花吹落海風寒。

×

蘆荻洲邊湘笛吹。餘音遙落碧蓮漪。  
垂綃收去試探句。半線斜陽返水涓。

×

是より先、明治十四年八月、義路、僚友清岡公張・土居通夫と公暇を利用して美濃養老山中に遊び、孝子の故蹟を探り、客舎豆馬亭に投宿して一古瓢を得たり。乃ち名づくるに養老を以てし、且暮之を愛撫し、先人の忌辰に會する毎に、酒を盛りて之を奠す。

十九年夏、母氏古稀の壽筵を生家を開くや、亦携へ歸り、壽を北堂に獻ず、當時長兄義彰、養嗣義碩、父子醫を以て桑梓に鳴り、次弟邦彦大蔵省に官し、季弟村上義道亦法官たり。三條梨堂公、贈るに壽詞を以てし、長三州亦「古來稀」三字を書して贈る。乃ち之を扇面に複印して遍く當日の賓客に頒てり。當時一家の盛、真に桃李門に満ち、蕙蘭、蹊に薰するの概ありき義路の病を須磨に養ふや。長句を賦して養老瓢を歌ふ。蓋し深意の存するあるなり。

養老歌

養老之山高不崩。一片白雲護峻嶒。

養老之水流不盡。懸成瀑布更清微。

麓有孤村呼白石。茆屋寥々不盈百。

傳是孝子養老鄉。又聞天皇駐驛跡。

惟威辛已八用火。宮殿皆半試同游。

續稿辛巳八月稿  
官印續作詩同題

偶有寺僧宿緣在。懇迎吾儕說來由。

詩言幾三頌之四。三頌禹丘無前輩。

昔有貳夫源丞內  
孝順萬古無前輩

採薪日々代酒錢  
一瓢之飲遵親誨

卷之三

天感孝德命山神  
一帶溪流化甘醇

卷之三

老者乃壯病者起一擲無不回看

養老天子迴龍臂  
改元名地行大赦

卷之三

君不見古來仙境爭說奇，妄誕終無狀。

孝子惟孝體泉靈

卷之三

乃涉羊腸沿靈源  
還伴猿鳥枕雲根

卷之三

千歲樹頭夕陽外  
十州山影落一轉

豆馬亭中燈下酒。座無賓主言笑溫。

卷之三

清遊盡日油継晷。消却暑氣歌樂尺。

。博山炉中香烟袅袅，一室清芬。

醉一脉情猶牽  
夢迷翠烟雲嵐裏

山呼我貽異瓢。容正量大古色鏡。

卷之三十一

酒醒夢破旭日朝

奇  
緣  
寶  
鼎  
比  
嘉  
鼎

卷之三

十襲自今傳子孫。養老長酌此瓢酒。

卷之三

× × ×

天放曰。奇瓢奇遇。詩亦大奇。讀終浮一大白。

又曰。余與君不相見一年餘矣。頃寄此稿。披而讀之。筆刀雄勁。不似抱痾者言。可見胸中<sub>有餘地</sub>。一畝豆之蓬累蓋有日矣。丁酉一月念五。

戸早春村曰。詞源混々。亦如養老子。起結顧應。關鍵縝密。能得古風體。

片桐布山曰。構思窅渺。十步九折。愈折而意愈深味愈雋。似讀李太白天姥吟。

義路の須磨に在るや病勢彌留、曠職の毀あらんことを虞れ、辭表を上りて骸骨を云ふ。二十年四月、休職の命あり。

起拜殊恩掃臥牀。松濤和鶴響洋洋々。

餘慶如許先人賜。好致郵書寄北堂。

×

×

×

順逆境中縱又橫。壯年心事一毛輕。

天恩猶祿病餘骨。優假江山風月情。

×

×

×

八月、正五位に陞敍す。是より家居悠々痾を養ひ、晴日は小園を逍遙して、竹を洗し、花に灑ぎ、雨日は書を読み、句を敲き、時に碁を鬪はす。卅一年十二月廿八日、遂に起たず。享年五十有九。大分萬壽寺營域に葬る。配山田氏、二男二女を生む。次男夭す。長子綱磨、家を嗣ぐ。(昭一五、九月稿)

×

×

あとがき

本稿は、皇紀二六〇〇年に際し、玖珠郡で郡史編纂の議がおり、郡の大先達である今村孝次先生に森藩の勤王について教

えをうけたとき、私が郡史の資料として預いたものである。しかし折角の原稿が、編集の都合上収録されず、先生に御返却を思つてゐる間に先生遂に不帰の客となられた。そののち私の筐底に埋もれたままとなつており、若しこれが永久に葬り去られるようになると、故先生に対して申訳ない結果になると、永く気がかりになつてゐた。幸いこのたび、本誌掲載が認められたので、私も先生に対する約束を果したことになり、永い間の重荷を降した気持である。ここに今日にいたるまでの経過をしてしるし、遺稿を先生の靈前にささげ、おわびにかかる次第である。

(玖珠郡玖珠町森 高橋猪一郎)